



基安安発 0906 第 1 号  
平成 23 年 9 月 6 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

台風に伴う集中豪雨による災害の復旧工事における  
労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止対策につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、今般の台風 12 号などにより、紀伊半島を中心に各地に甚大な被害をもたらされたところですが、今後、これらの被害に関連する災害復旧工事が本格的に開始されること等に伴い、特に土砂崩壊、土石流による災害及び集中豪雨により発生したのがれきの処理作業による労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、今後の災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、特に下記の事項を踏まえた安全な工事の実施について、貴協会会員各位に対し周知徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、台風による大雨の降雨前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

(2) 上記 (1) の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。

(3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第 358 条に基づき点検者を指名し、作業箇所



及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。

- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第 361 条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。

なお、今回の台風に伴って発生した「深層崩壊」による土砂崩壊については、上記に掲げる措置を講ずることが困難であるため、上記(1)の調査結果を踏まえ、遠隔操作式の建設機械を用い、労働者を立ち入らせずに作業を行うこと、掘削時期を変更すること等適切な措置を講ずること。

- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(5)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

## 2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第 575 条の 9 に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、台風による大雨の降雨前から着工している工事にあっても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第 575 条の 14 及び安衛則第 575 条の 15 に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

## 3 がれき処理作業における労働災害防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) がれき処理作業に当たっては、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されるため、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

また、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づく車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。
- (5) 「ニブラ」、「グラップル」などの解体用の建設機械についても、車両系建設機械に準じ、上記の(2)から(4)に準じた取扱いを行うこと。

#### 4 緊急避難体制の確立

台風の影響を受けた環境下での工事であることはもとより、今後も台風の接近が予想されるため、工事に伴う作業中に急迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

23 建災防技発第 273 号

平成 23 年 9 月 13 日

建設業労働災害防止協会  
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会  
事務局長 伊藤 正人  
( 公 印 省 略 )

台風に伴う集中豪雨による災害の復旧工事  
における労働災害防止対策の徹底について

厚生労働省から別添のとおり要請がありましたので、会員事業場に対する周知をお願いいたします。

なお、別添の「災害復興工事安全衛生対策チェックリスト」は、東日本大震災の発生を受けて作成し、当協会ホームページにも掲載しているものですが、本チェックリストは、一般の復興工事についても有効と考えられますので、本通達の周知に併せ、その活用を図られるようお願いいたします。

# 災害復興工事安全衛生対策チェックリスト

建設業労働災害防止協会

## チェックリストの使い方

- 1 本チェックリストは復興工事で特に確認すべきポイントを示したもので、労働安全衛生関係法令をすべて網羅しているわけではありません。工事や作業の種類毎に法令の遵守の徹底も併せてお願いいたします。
- 2 天候等の環境や工事の種類に応じて、適宜チェック項目を追加できるよう空欄を設けてあります。
- 3 チェックリストにより不具合が発見された場合は、作業に着手する前に必ず改善するようにしてください。
- 4 チェックリストは特定の工事に限定したものではありません。できるだけ幅広く活用できるようにしてあります。したがって、工事の種類によっては「該当なし」の場合もあります。
- 5 チェックリスト中「規程」は建災防の建設業労働災害防止規程、「安衛則」は労働安全衛生規則の略です。その他クレーン等安全規則なども略しています。

分類	番号	確認事項	チェック欄
建設機械等関係	1	運転には資格者を配置していますか。[移動式クレーン運転士免許、車両系建設機械運転技能講習修了者等] 規程第95条(クレーン則第68条)、規程第68条(安衛則第36条、41条)	<input type="checkbox"/>
	2	巻過防止装置、はずれ止め等の安全装置が有効に機能しているか点検をしていますか。 規程第99条(クレーン則第65条、66条の3)、規程第74条	<input type="checkbox"/>
	3	バケットの爪に荷を掛けてつり上げること等を禁止していますか。 規程第70条(安衛則第164条)	<input type="checkbox"/>
	4	機械と接触するおそれのある作業区域について、立ち入りを禁止していますか。 規程第100条(クレーン則第74条、74条の2)、規程第71条(安衛則第158条)	<input type="checkbox"/>
	5	軟弱地盤又は凍結場所では敷板・敷角等を用いていますか。 規程第73条(安衛則第157条)	<input type="checkbox"/>
地山の崩壊関係	6	埋設物の有無、地山の亀裂、地層の状態等の確認をしていますか。 規程第48条(安衛則第355条、第362条)	<input type="checkbox"/>
	7	小規模溝掘削作業において、人が溝に入る前に矢板支保工を組んでいますか。 規程第53条(平成15年12月17日付け基発第1217001号)	<input type="checkbox"/>
	8	作業主任者には資格者を配置していますか。[地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者] 規程第57条(安衛則第359条)、規程第56条(安衛則第374条)	<input type="checkbox"/>
	9	強い揺れを感じた余震や大雨の後は、掘削面を点検していますか。 規程第58条(安衛則第358条)	<input type="checkbox"/>
倒壊建築物関係	10	建設物の解体においてコンクリートの壁、塀又は煙突等の解体では、倒壊防止のための控えを取っていますか。 規程第132条	<input type="checkbox"/>
	11	作業主任者には資格者を配置していますか。[コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者等] 規程第129条(安衛則第517条の17)	<input type="checkbox"/>
石綿関係	12	建設物の解体作業において、建材の石綿含有を確認していますか。 規程第152条(石綿則第4条)	<input type="checkbox"/>
	13	上記作業で石綿含有の場合、石綿等のレベルに合った保護具を使用していますか。 規程第157条(石綿則第14条)	<input type="checkbox"/>
	14	呼吸用保護具の装着は適切ですか(密着性は良いですか)。 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程)	<input type="checkbox"/>
墜落・転落関係	15	開口部等墜落による危険場所には、手すり、さん設けるか、又は覆い・ふた等をしていますか。 規程第20条(安衛則第519条)	<input type="checkbox"/>
	16	墜落防止設備を設けられない作業場所では、親綱等の安全帯の取付設備を設けていますか。 規程第14条(安衛則第521条)	<input type="checkbox"/>
	17	安全帯フックは、腰より上の位置で丈夫なものに掛けていますか。 規程第15条	<input type="checkbox"/>
	18	安全帯及びその取付設備について、変形・ゆるみ等について点検していますか。 規程第17条(安衛則第521条)	<input type="checkbox"/>

感電防止関係	19	電動機械器具を使用するときは、感電防止用漏電しゃ断装置を接続するか又は二重絶縁構造のものを使用していますか。 規程第 44 条(安衛則第 333 条)	<input type="checkbox"/>
	20	上記措置が困難な場合、器具の金属性外枠等を接地(アース)していますか。 規程第 44 条(安衛則第 333 条)	<input type="checkbox"/>
	21	交流アーク溶接機を使用するときは、自動電撃防止装置を使用していますか。 規程第 45 条(安衛則第 332 条)	<input type="checkbox"/>
	22	感電防止用漏電しゃ断装置を使用するときは、作業開始前にその動作の確認をしていますか。	<input type="checkbox"/>
	23	架空電線に近接する工事では、電力会社に電線の移設又は絶縁用防護具の装着を依頼していますか。 規程第 40 条(安衛則第 349 条)	<input type="checkbox"/>
酸欠関係	24	井戸やピット内に入るとき酸素濃度・硫化水素濃度等の測定をしていますか。 規程第 171 条(酸欠則第 3 条)	<input type="checkbox"/>
	25	井戸やピット内で作業を行う場合、資格者を配置していますか。[酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者、特別教育修了者] 規程第 171 条(酸欠則第 11 条)	<input type="checkbox"/>
熱中症関係	26	スポーツドリンク等を備えていますか。 規程第 176 条	<input type="checkbox"/>
	27	十分な休憩時間を取っていますか。 規程第 176 条	<input type="checkbox"/>
	28	熱中症予防のための教育を実施しましたか。 平成 21 年 6 月 19 日付け 基発第 0619001 号	<input type="checkbox"/>
非常時間関係	29	悪天候後、又は地震後には足場の状態、作業場所の状態、等を点検していますか。 規程第 25 条(安衛則第 567 条)	<input type="checkbox"/>
	30	土石流危険河川の工事において、土石流発生の警報機等を設置していますか。 規程第 146 条(安衛則第 575 条の 14)	<input type="checkbox"/>
	31	余震等の強い揺れに対する、土砂や構造物の崩壊・倒壊防止、及び物体の落下防止の措置をしていますか。	<input type="checkbox"/>
	32	余震等で強い揺れを感じたら直ちに作業を中止し、安全な場所に退避していますか。(沿岸部では津波も含めて)	<input type="checkbox"/>
	33	緊急時の避難方法、連絡体制、等を定めていますか。	<input type="checkbox"/>
その他	34	呼吸用保護具等は粉じん・有機溶剤・酸欠等の作業に適応した保護具を使用していますか。 規程第 167 条(有機則第 32 条)、規程第 174 条(酸欠則第 5 条の 2)等	<input type="checkbox"/>
	35	振動工具を使用する場合、工具を使用する時間を管理していますか。 規程第 175 条(平成 21 年 7 月 10 日付け 基発第 0710 第 5 号)	<input type="checkbox"/>
	36	走行道路上の工事において、交通整理員を配置していますか。 規程第 140 条	<input type="checkbox"/>
	37	保護帽のあごひもは適切にあごにかけていますか。	<input type="checkbox"/>
	38	クギ等の踏み抜き防止のための安全靴を履いていますか。	<input type="checkbox"/>
	39	作業をされている方は作業に適した服装ですか。	<input type="checkbox"/>
	40	消火器を備えていますか。	<input type="checkbox"/>
追加項目			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

本チェックリストの著作権その他一切の知的所有権は、建設業労働災害防止協会（建災防）に帰属します。